

瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月25日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第35号

瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則（平成15年瀬戸市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(受給者証の交付申請) 第3条 <省略> 2 <省略> 3 第1項に規定する申請には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 (1)及び(2) <省略> (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者であることを <u>確認できる書類</u> 又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者、組合員若しくは加入者であることを <u>確認できる書類</u> （以下「被保険者資格確認書類」という。） (4) <省略> (認定書の交付申請) 第3条の2 <省略> 2 <省略> 3 第1項に規定する申請には、次の各号に掲げ	(受給者証の交付申請) 第3条 <省略> 2 <省略> 3 第1項に規定する申請には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 (1)及び(2) <省略> (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者であることを <u>証する被保険者証</u> 又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者であることを <u>証する被保険者証、組合員証若しくは加入者証</u> （以下「被保険者証等」という。） (4) <省略> (認定書の交付申請) 第3条の2 <省略> 2 <省略> 3 第1項に規定する申請には、次の各号に掲げ

る書類を添えなければならない。

- (1) <省略>
- (2) 被保険者資格確認書類
- (3) <省略>

(精神障害者医療費の助成申請)

第5条の2 <省略>

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1)及び(2) <省略>
- (3) 被保険者資格確認書類
- (4)から(6)まで <省略>

(氏名変更等の届出)

第10条 条例第7条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)から(5)まで <省略>

(6) 国民健康保険法による被保険者である受給者にあつては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員、当該世帯主若しくは組合員の氏名若しくは住所又は被保険者記号・番号等

(7) 社会保険各法による被保険者、組合員又は加入者である受給者にあつては、被保険者等記号・番号等、組合員等記号・番号等又は加入者等記号・番号等

(8) 社会保険各法による被扶養者である受給者にあつては、受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者、当該被保険者、組合員若しくは加入者の住所若しくは氏名又は被保険者等記号・番号等、組合員等記号・番号等若しくは加入者等記号・番号等

(9) <省略>

2 <省略>

る書類を添えなければならない。

- (1) <省略>
- (2) 被保険者証等
- (3) <省略>

(精神障害者医療費の助成申請)

第5条の2 <省略>

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1)及び(2) <省略>
- (3) 被保険者証等
- (4)から(6)まで <省略>

(氏名変更等の届出)

第10条 条例第7条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)から(5)まで <省略>

(6) 国民健康保険法による被保険者である受給者にあつては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員、当該世帯主若しくは組合員の氏名若しくは住所又は被保険者証の記号番号

(7) 社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者である受給者にあつては、被保険者証、組合員証若しくは加入者証の記号番号

(8) 社会保険各法による被扶養者である受給者にあつては、受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者、当該被保険者、組合員若しくは加入者の住所若しくは氏名又は被保険者証若しくは組合員証の記号番号

(9) <省略>

2 <省略>

第1号様式中「被保険者証（又は組合員証）」を「被保険者、組合員又は加入者の加入資格の確認ができる書類」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。